

賃金請求権の消滅時効期間2年から当面3年に延長

未払い残業代などを遡って会社に請求できる期間が、
4月1日から当面3年に延長されました。

これまでの労働基準法では、残業代を含む賃金関係の請求権は
2年で時効にかかると規定していました。

これは、今までの民法で、賃金や残業代を含む労働債権は1年で消滅
すると定められていたので、労働基準法が、労働者保護の為に、
時効を2年に延長していたからです。

しかし、民法が120年ぶりに見直し、2020年4月に改正民法が施行されました。
改正民法では、消滅時効期間を原則5年としています。

これにより、労働者保護の為に労働基準法が、逆に労働者の権利を
制限してしまいましたが、民法にあわせて、いきなり時効が2年から5年に延びると、
企業側の賃金台帳などの記録を長期間管理する負担が大きいため、
賃金請求権の消滅時効期間が当面3年となりました。

これは、2020年4月1日以降に支払われる賃金に適用されます。

企業側には、今まで以上に適切な労働時間の把握・管理を行うと共に、
賃金の不払いがないよう注意することが求められます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。